

岩手県告示第 711 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 114 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 18 年 6 月 16 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 訪問看護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
清水 光昭	岩手郡玉山村大字 渋民字大前田 53 番 地 2	盛岡市玉山区渋民 字大前田 53 番地 2	渋民中央病院	岩手郡玉山村大字 渋民字大前田 53 番 地 2	盛岡市玉山区渋民 字大前田 53 番地 2	平成 18 年 1 月 10 日

2 訪問リハビリテーション

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
清水 光昭	岩手郡玉山村大字 渋民字大前田 53 番 地 2	盛岡市玉山区渋民 字大前田 53 番地 2	渋民中央病院	岩手郡玉山村大字 渋民字大前田 53 番 地 2	盛岡市玉山区渋民 字大前田 53 番地 2	平成 18 年 1 月 10 日

3 居宅療養管理指導

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
清水 光昭	岩手郡玉山村大字 渋民字大前田 53 番 地 2	盛岡市玉山区渋民 字大前田 53 番地 2	渋民中央病院	岩手郡玉山村大字 渋民字大前田 53 番 地 2	盛岡市玉山区渋民 字大前田 53 番地 2	平成 18 年 1 月 10 日

4 短期入所療養介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
清水 光昭	岩手郡玉山村大字 渋民字大前田 53 番 地 2	盛岡市玉山区渋民 字大前田 53 番地 2	渋民中央病院	岩手郡玉山村大字 渋民字大前田 53 番 地 2	盛岡市玉山区渋民 字大前田 53 番地 2	平成 18 年 1 月 10 日